

	項目	項目番号	評価内容	評価指標について
3	総合相談支援事業	31	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか	<p>・時系列的に個人記録等をデータ・紙ベースで管理している。</p> <p>相談事例の終結条件</p> <p>①相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合</p> <p>②包括支援センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引継ぎが確認された場合</p> <p>③市長申し立てにより後見人が選任され、市との協議で包括支援センターでの支援が必要ないと判断した場合</p> <p>④虐待の解消及び再燃リスクが消失し、市との協議で包括支援センターでの支援が必要ないと判断した場合</p> <p>※④については、高齢者虐待は市が主として関わりをもっているため、市との情報共有が必須</p>